

（参考）3疾患に関する「傷病名コード」及び「医薬品コード」について

3疾患（高血圧症、脂質異常症、糖尿病）に関する「傷病名コード」及び「医薬品コード」については、それぞれワーキンググループにおいて、以下の考え方で選定した。

○3疾患に関する傷病名コード（計30件）

公表されている傷病名マスタのICD-10分類（WHO）をもとに、高血圧症（I10-I15）、脂質異常症（リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症：E78）、糖尿病（E10-E14）及び診断名の記載がない血液検査の異常（R739,R740,R81）を抽出した。ただし、生活習慣以外の原因による当該疾患は除外した。（1型糖尿病や二次性高血圧、家族性高脂血症等）

○3疾患に関する医薬品コード（計2,809件）

公表されている医薬品マスタについて、ATC分類（WHO）および薬効分類名（厚生労働省）をもとに、高血圧、脂質異常症、糖尿病に用いられる薬剤を抽出（ATC分類におけるA10糖尿病薬、B01抗血栓薬、C02-C09循環器系薬）。薬効分類においては、冠血管拡張剤に分類されている薬剤のうち、高血圧症に適応があるものは対象とした。胰臓ホルモン剤に分類されている薬剤のうち、糖尿病のインスリン製剤等は対象に含めた。また、「その他の〇〇剤」と分類されている薬剤についても、個々に薬効を確認し、対象とすべきか判断した。

○悪性新生物に関する傷病名コード（計1,612件）

今回の分析では、上記傷病名コード及び医薬品コードの両方について該当月レセプト上に記載のある場合に限定することで、疾患が実際に発症している人数・件数を計測した。その際、特に保険診療費に大きな影響を及ぼすことが想定された悪性新生物の傷病名コードがあるレセプトは除外している。

※傷病名マスタ（厚生労働省）については、2008年4月1日時点から2014年02月28日（最終更新）までに存在した全てのレコード（追加レコード・廃止レコードを含む）を一本化した後、ICD-10分類による抽出を行った。更に、個々の傷病名について、精査した。なお傷病名の記入は診療報酬点数に影響しないため、廃止レコードが継続して記入される可能性がある。

※医薬品マスタ（厚生労働省）については、2008年4月1日時点から2014年02月03日（最終更新）までに存在した全てのレコード（追加レコード・廃止レコードを含む）を一本化した後、ATC分類（WHO）・薬効分類（厚生労働省）による抽出を行った。更に個々の医薬品名について、精査した。なお、医薬品の改訂は診療報酬点数（薬価）の改訂を伴うため、廃止レコードの残存の可能性は低い。